

広報



あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



2014 No.639 6

平成26年 5月23日発行

主な内容

- 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金… 2
- 紹介します！平成26年度の区長さん… 4
- まい・あみ・まつり2014の実行委員会紹介等… 6
- 防災行政無線を整備します…………… 8
- 総合健診・住民健診の申し込みが始まります… 14

今年も、おいしいお米を

お願いします！

町では、地産地消として地元産のお米を給食センターの米飯ラインで炊いています。子どもたちに生産者の顔が見える食育・食農教育に力を入れています。

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

が支給されます

平成 26 年 4 月からの消費税率の引上げに伴い 2 種類の給付金が支給されます。支給は、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に町に住民登録のあった人が対象となります。基準日以降に転入・転出された場合には基準日に住民登録のある市区町村での支給になります。受け取ることができるのは、どちらか 1 つの給付金です。それぞれに支給基準がありますので、どちらにも該当しない場合があります。

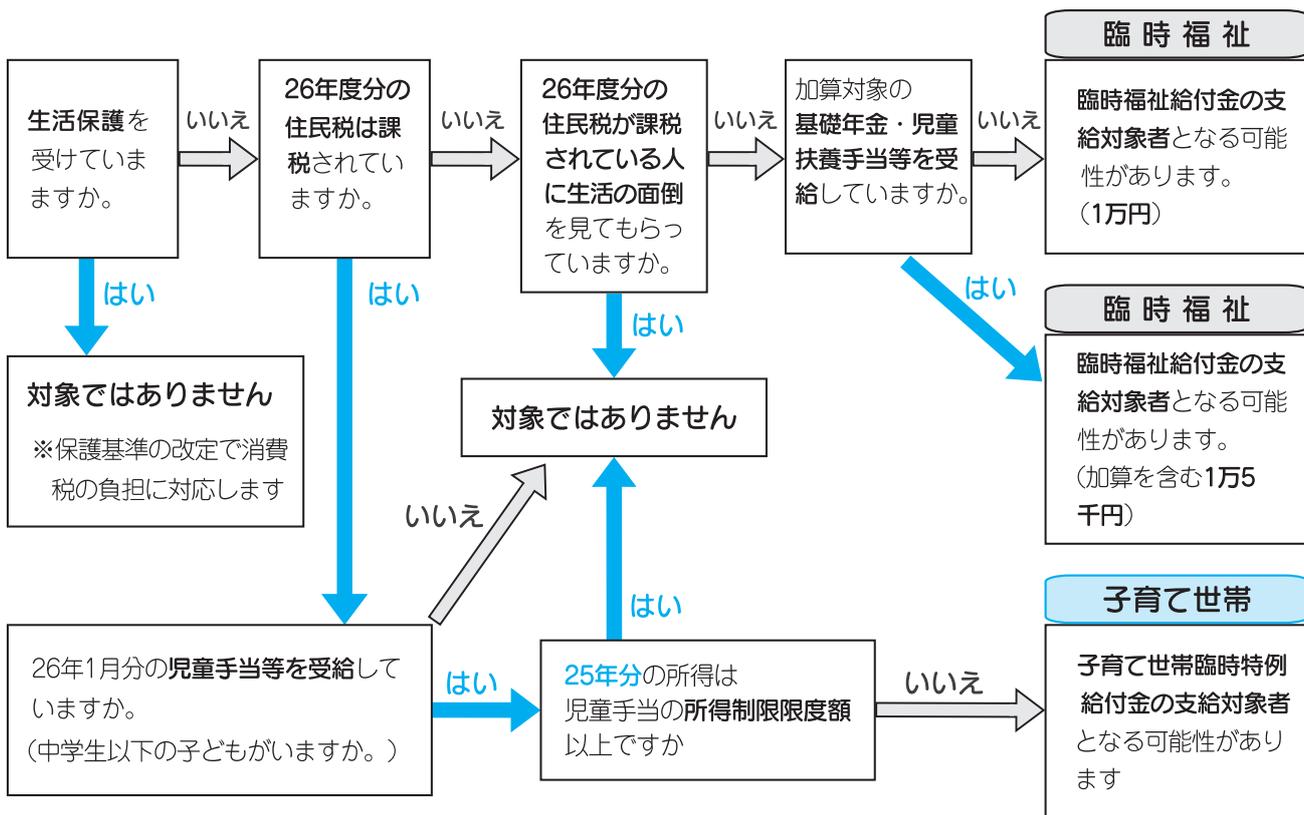
臨時福祉給付金

所得の低い人への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として給付されます。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として支給されます。

対象者診断チャート ※基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に町に住民登録のあった人



※このチャートは一般的な場合を想定しています

申請方法（臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金共通）

下記の書類を 3 ページの申請期間までに社会福祉課または児童福祉課へ送付または提出する

- ① 申請書（該当になるとと思われる人に 6 月下旬に申請書を送付する予定です）
- ② 本人確認書類（住民基本台帳カード・運転免許証・旅券等）の写し
- ③ 指定した口座が確認できる書類（金融機関・口座番号・口座名義人がわかる通帳やキャッシュカード）の写し

申請期間・支給額および留意点等

項目	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
申請先	社会福祉課	児童福祉課
申請期間	平成26年7月15日～平成27年1月15日 ※平成26年7月15日から3か月間を基本とし、必要に応じて平成27年1月15日まで延長予定	平成26年7月15日～10月15日
対象者 ※2ページの対象者診断チャートをご参照ください	平成26年度の市町村民税が課税されていない人 ※ご自身を扶養している人が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者や中国残留邦人等に対する支援給付の受給者となっている場合には対象外になります	次のどちらも該当する人 ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している人 ②平成25年分の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人 ※特例給付とは児童1人当たり月額一律5,000円が支給されることをいいます
支給額	・対象者1人につき10,000円 ・加算対象者は1人につき5,000円を加算	・対象児童1人につき10,000円
留意点	<p>【加算対象者】 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族年金の受給者・児童扶養手当、特別児童扶養手当、特例障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、原爆被爆者諸手当の受給者など</p> <p>【未申告者の取り扱いについて】 ・基準日現在、在住している市町村に平成25年度中（平成25年1月1日～12月31日）に所得があった人で申告をしていない人は、給付金の支給判定基礎資料が無いことから、給付されない可能性があるため所得の申告をお願いします ・昨年中に収入のなかった人、遺族年金、障害年金、失業保険などの非課税所得のみの人や町内在住者以外の人の扶養となっている人も、住民税申告が必要となります。申告内容を基に臨時福祉給付金の支給判定や、非課税証明書の発行・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定などの際に必要となりますので、必ず申告をお願いします</p>	<p>【対象児童】 ・平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となっている児童 ・基準日に生まれた児童については、平成26年2月分の児童手当・特例給付の対象となっている児童 ・基準日時点で中学生である児童は、申請・支給時に中学校を修了している場合であっても、支給対象児童に含まれます ・基準日より後に生まれた児童や基準日以後に死亡した児童は対象外になります</p> <p>【公務員の人の手続き】 ・児童手当を勤務先から支給されている公務員の人も、給付金は市区町村からの支給となります。勤務先から発行されている申請書に児童手当（特例給付）受給状況証明書および必要書類を添えて申請をお願いします</p>
その他	▼配偶者からの暴力を理由に避難している人 配偶者からの暴力を理由に避難している人で、一定の要件を満たす人は、実際にお住まいの市区町村に申し出ただくことにより、お住まいの市区町村で臨時福祉給付金の支給を申請することができます	

厚生労働省の相談専用ダイヤル（2つの給付金共通）

☎ 0570-037-192（午前9時～午後6時 ※土・日・祝日は除く）

『臨時福祉給付金』や『子育て世帯臨時特例給付金』の

『振り込め詐欺』や『個人情報の詐取』にご注意ください！

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら迷わず、市町村や警察署【または警察相談専用電話（#9110）】にご連絡ください。

紹介します！ 平成 26 年度の 区長さん



阿見台
藤山 英夫



中郷西
小林 秀行

阿見中 地区

23 行政区



行政区・氏名(敬称略)



中央西
酒井 一彦



中央東
大谷 隆義



西方
蛭原 一義



宿
村松 康夫



北
藤田 勝美



西郷
宮本 光雄



一区南
小笠原 博美



三区下
中村 昇



三区上
江原 利男



鈴木
野呂 薫



中央北
糸賀 忠



中央南
鴻巣 道明



中吉原
高橋 幹夫



上吉原
飯塚 敬三



大砂
斉藤 功



富士団地
山口 道子



上郷
相澤 和夫



一区北
中島 正晴



二区北
佐藤 靖男



住吉
田村 敏博

朝日中 地区

15 行政区



福田
山中 照嗣



新山
坂本 靖夫



下吉原
青山 幸雄



シンワ
池田 弘



本郷
矢口 禎夫



下本郷
入江 規夫



上本郷
小見川 正巳



一区
藤平 勇雄



二区南
新橋 嗣男

●町民と町行政とのパイプ役として働いてくださる皆さんです

 <p>上長 大久保 久夫</p>	 <p>下小池 山根 満</p>	 <p>上小池 吉田 弘</p>	 <p>寺子 阿部 久</p>	 <p>実毅 齋藤 十郎</p>	 <p>中根 筧田 耕吉</p>
 <p>青宿 鈴木 誠</p>	 <p>立ノ越 北澤 孝雄</p>	 <p>中郷東 吉田 光男</p>	 <p>岡崎 野口 守</p>	<p>竹来中 地区 28 行政区 ←</p>	 <p>筑見 中本 三千洋</p>
 <p>曙東 尾崎 勝男</p>	 <p>白鷺団地 村山 陽二</p>	 <p>大室 柳生 満美</p>	 <p>霞台 福士 徳行</p>	 <p>廻戸 野口 静男</p>	 <p>新町 吉田 俊一</p>
 <p>塙 田崎 力男</p>	 <p>石川 小倉 昌実</p>	 <p>大形 渡邊 清一</p>	 <p>君島 山崎 久司</p>	 <p>레이크サイドタウン 村木 貞之</p>	 <p>曙南 葉梨 健次</p>
 <p>下島津 野口 英明</p>	 <p>上島津 永岡 孝雄</p>	 <p>飯倉二区 小島 和治</p>	 <p>飯倉 松本 正明</p>	 <p>上条 廣瀬 幹男</p>	 <p>追原 大塚 浩</p>
 <p>南平台三丁目 大野 勝</p>	 <p>南平台二丁目 武藤 次男</p>	 <p>南平台一丁目 柏村 昌春</p>	 <p>竹来 池田 義弘</p>	 <p>掛馬 平山 勲</p>	 <p>南島津 湯原 光男</p>

輝け阿見町！ 輝け未来へ！

●まい・あみ・まつり 2014 ●

日時：8月2日(土)・3日(日) 午後3時～9時

メイン会場：まいあみ特設ステージ

およびまいあみストリート（通称）

『まい・あみ・まつり 2014』のテーマが『輝け阿見町！輝け未来へ！』に決定しました。今月号では、『まい・あみ・まつり 2014』の概要と実行委員会の皆さんを紹介します。

『まい・あみ・まつり』は、今年で25回目を迎えます。家族や地域の絆を大切に、人と人とのつながりを通して、楽しく、思い出に残る『まい・あみ・まつり』となるよう、実行委員一同、準備に取り組んでいます。皆さまのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

まい・あみ・まつりクリーン3か条

1. ごみの持ち帰りに協力します
2. ごみを指定の場所以外には捨てません
3. ごみを見つけたら指定の場所に捨てます

楽しいまつりのための約束だよ！



まつりにお越しいただく皆さまには、「まい・あみ・まつりクリーン3か条」にご協力いただきますようお願いいたします。



広報協賛金部会



前列左から：石川令子（町商工会）、海老原優子（社会福祉協議会）、須藤隆之（町商工会）、大平千登勢（町商工会）

後列左から：上田和英（役場）、小島直子（一般応募）、大竹けい子（町商工会）

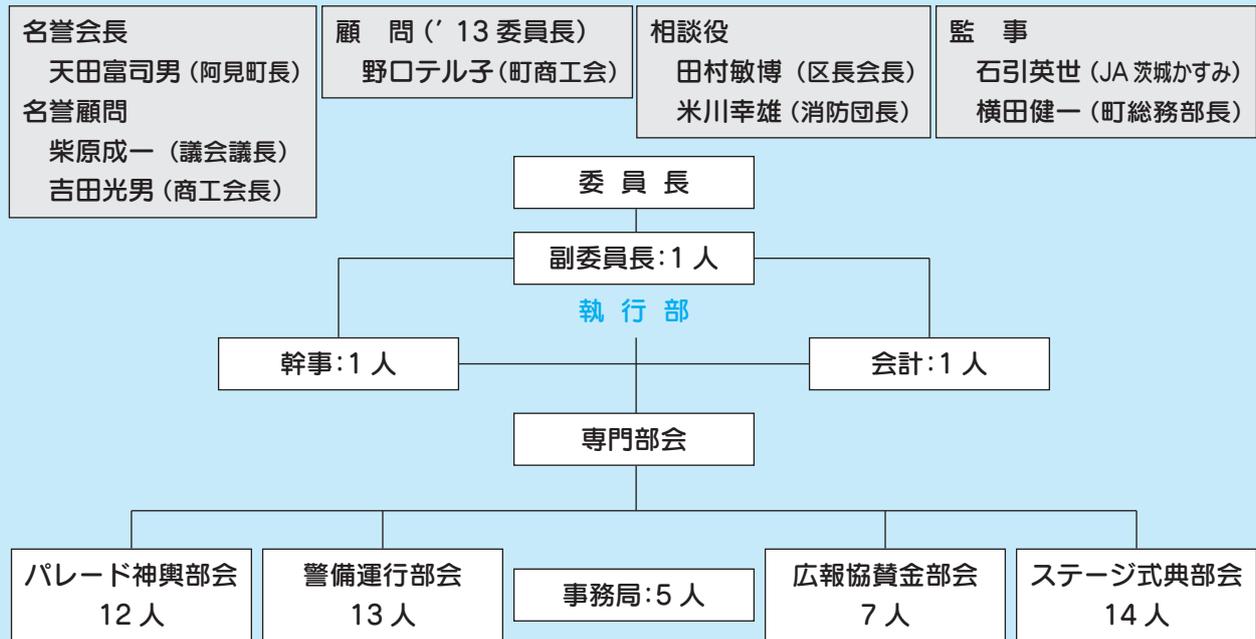
本部役員



前列左から：栗原雄一（幹事＝役場）、松浦健一（実行委員長＝桜睦会）、齋藤慎一（副実行委員長＝町商工会）、小林涼子（会計＝役場）

後列左から：中根朋子（事務局＝役場）、佐藤哲朗（事務局＝役場）、平井芳明（事務局＝役場）、本橋大輔（事務局＝役場）、土屋知里（事務局＝臨時職員）

●実行委員会組織図●



平成 26 年 4 月 15 日現在



ステージ式典部会

前列左から: 関口智子 (県立医療大学)、天井友加里 (茨城大学農学部)、小松澤直人 (JA 茨城かすみ)、大久保公二 (一般応募)、平山和樹 (茨城大学農学部)、田中良太 (東京医科大学)

後列左から: 天田充春 (青宿むつみ会)、飯塚久之 (青宿むつみ会)、飯塚秀夫 (青宿むつみ会)、西澤智康 (茨城大学農学部)、田口祐樹 (東京医科大学)、両角岳人 (武器学校)、浅野洋一 (役場)

その他: 市田貴昭 (一般応募)

パレード神輿部会



前列左から: 小林美樹 (錦織姫)、秋山和美 (秋山舞の会)、小柳望 (小柳組)、村野定雄 (獅子神輿会)、佐藤翔平 (阿見神輿連合)

後列左から: 飯塚由真 (阿見神輿連合)、菊池映子 (曙獅子連)、梶原信代 (天翔如人)、榎田香澄 (天翔如人)、塚本富美子 (よさこい雅)、宮崎義則 (獅子神輿会)

その他: 松本太洋 (東睦)

警備運行部会



前列左から: 舟生百合恵 (役場)、倉持隆司 (町体育協会)、山本祥寛 (役場)、坪田晃治 (町金融団)

後列左から: 田名邊孝太郎 (町金融団)、小松崎俊雄 (安全協会)、廣瀬毅 (町学校長会)、中山和樹 (町消防本部)、小嶋正一 (霞ヶ浦成人病研究事業団)、小松澤米 (町体育協会)

その他: 川崎潤 (町学校長会)、藤田奈央也 (武器学校)、矢吹慶蔵 (朝日燃料支処)

防災行政無線を整備します

～安全で安心なまちづくりのために～

交通防災課防災係 ☎888-1111 (276・277)

東日本大震災のような大災害が発生したときに、緊急情報をいち早く町民の皆さまにお伝えし、災害等から被害を最小限に抑えて二次災害を防ぐためにも、迅速な情報伝達手段は必要不可欠です。そのために、町では今年度から2か年計画で『防災行政無線』の整備を行います。

防災行政無線整備の概要

『防災行政無線』とは、町役場庁舎に基地局を設置し、無線を利用して、国・町等からの情報を町内約90か所に設置する屋外子局（スピーカー）を通じて音声で伝える設備です。

今年度中にこれらの設備と、移動可搬型の無線工事も合わせて順次行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※防災行政無線の整備費用として防衛省所管の『防衛施設周辺民生安定整備事業補助金』の交付を受けて進めていきます



▲屋外子局（スピーカー）のイメージ

防災行政無線のメリット

▼住民全員に、一斉に情報提供

一度に不特定多数の住民に対して、同じ内容の情報を短時間で提供できます。電力や通信設備がダメージを受け、テレビが使えなかったり、メールの送受信が困難な場合でも、確実に情報を伝達できます

▼町全域へ、即時情報提供が可能

無線方式なので、崖崩れなどで道路が寸断され、広報車や緊急車両が入っていけない最悪の場合でも、正確な情報を届けることができます

▼通信時の混乱を回避できる

専用チャンネル通信等の機能により、災害時における通信の混乱を回避することができます

放送する予定の内容

▼災害時の情報伝達

- ▼危険地域への警報・注意報
- ▼避難勧告・誘導情報
- ▼火災発生情報
- ▼救援状況情報
- ▼緊急地震速報
- ▼他国からの武力攻撃などの有事情報

▼平常時の情報伝達

- ▼火災予防・交通安全の啓発
- ▼盗難・防犯の警戒呼びかけ
- ▼その他緊急性の高い情報

▼時刻放送

- ▼試験放送を兼ねた時刻放送（正午のチャイム等）を1日1回程度流す予定です

（消防庁の防災行政無線パンフレットより）



▲防災行政無線を活用した情報伝達のイメージ

自転車利用者の交通安全強化

交通防災課交通防犯係 ☎888-1111 (276・277)

5月 は自転車の安全利用を促進するための『自転車月間』となっています。昨年の自転車乗車中死者は全国で600人となっており、前年より37人増加しています。また、自転車乗車中の死傷者のうち法令違反が認められる割合が5分の3を超えるなど、自転車の安全利用・ルール遵守を徹底する必要があります。自転車も車の仲間です。ルールを守り、安全に乗りましょう。

やってはいけない自転車の運転 ～ながら運転絶対禁止！～

▼携帯電話等を使いながら…×

携帯電話等を使いながらの運転は、片手運転でふらつきやすいうえ、周囲を見ていないため非常に危険です。事故に遭ったり、歩行者にぶつかってけがをさせたりなど、交通事故につながる危険性が非常に高くなります

▼傘をさしながら…×

傘をさしながらの運転は、バランスを崩しやすくする原因となるほか、傘によって前方の視界が遮られ、前方不確認となります

▼ミュージックプレイヤーを聞きながら…×

イヤホンやヘッドホンで音楽などを聴きながらの運転は、音楽に気をとられて注意散漫になったり、後ろから近づいてくる自動車の音が聞こえなかったりして、事故に遭う危険性が高まります



■自転車のながら運転罰則強化

平成25年7月に茨城県道路交通法施行細則が一部改正となり、携帯電話等を持ちながらイヤホン・ヘッドホンを使用して自転車を運転することに5万円以下の罰金が科せられるようになりました。



自転車安全利用五則

① 自転車は車道が原則、歩道は例外

道路交通法上では自転車は軽車両と位置付けられています。したがって歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

② 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

④ 安全ルールを守る

『飲酒運転・二人乗り・並進の禁止』『夜間はライトを点灯』『交差点での信号遵守と一時停止・安全確認』

⑤ 子どもはヘルメットを着用

幼児・児童の保護責任者は、幼児・児童に乗車用のヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

妊産婦の 医療福祉費(マル福)制度



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼妊産婦マル福の所得の基準額

扶養親族数	本人および配偶者	扶養義務者
0人	393万円	1,000万円
1人	423万円	
2人	453万円	
3人以上	以下、扶養親族1人ごとに30万円加算	
所得から控除されるもの	8万円定額控除(社会保険料相当額)・医療費控除など	青色白色専従者控除・譲渡所得特別控除

※妊産婦本人および配偶者のどちらかの高い方の所得で判定します(合算はしません)

妊産婦マル福制度とは、町に住所があり、各種健康保険に加入している妊産婦の人で、所得が基準額未満(左表参照)の人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。なお、妊婦健診などの保険診療以外のものや入院時の食事代(標準負担額)は、マル福の助成対象となりません。

※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含まれます

■手続き方法

▼母子健康手帳▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可)▼印鑑▼妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの(預金通帳など)▼転入した人は、本人および配偶者等それぞれの住民税課税証明書等(※)——を持参し、国保年金課窓口へ申請してください。該当となる場合には受給者証を交付します

※住民税課税証明書等は『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものが必要となります。また、母子健康手帳の交付日によって必要な年度が異なりますので、担当係までお問い合わせください

■医療機関等へのかかり方

▼県内の産婦人科の医療機関等を受診する場合・健康保険証と受給者証を提示し、マル福の自己負担金を支払ってください

妊娠の継続と安全な出産のため、産婦人科以外の診療科等での検査・診断・治療を要する場合は、産婦人科医

療機関からの紹介があれば受給者証を使用できます

●マル福の自己負担金・医療機関ごとに▼外来1日600円、月2日1200円まで▼入院1日3000円、月3000円まで▼保険薬局での調剤は自己負担なし

▼県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合：受給者証は、県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合は使用できません。そのため、一部負担金(3割)を支払った後、▼受給者証▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可)▼領収書(原本に受診者の氏名・診療点数の記載のあるもの。コピー不可)▼診療明細書または調剤明細書▼印鑑▼必要に応じて健康保険組合等からの療養費支給証明書または療養費支給決定通知書等——を持参し、国保年金課窓口で医療福祉費の支給の申請をしてください。後日、お支払いいただいた一部負担金からマル福の自己負担金を除いた額を口座に振り込みます

■利用できる期間

母子健康手帳の交付月の初日から出産月の翌末日まで

▼申請手続きが遅れた場合は申請した月の初日からマル福に該当となります。そのため、母子健康手帳を交付されたときは、お早めにマル福の申請手続きを行ってください

医療福祉費受給者証の更新について

重度障害の人、ひとり親家庭の人の医療福祉費受給者証を現在使用している人は、6月30日までで使用できなくなります。7月以降も引き続き該当となる人には、新しい受給者証を6月下旬に郵送します。

ただし、転入等で所得の確認ができない人や保険証の確認ができない人は、国保年金課窓口で手続きが必要となります。なお、所得制限により非該当となる人にはその旨通知を郵送します。

●問合せ 国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

事業主の都合による離職や
雇い止めなどによる離職をされた人は

国保税が軽減されます

※申請が必要です

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎888-1111(131~133)

国保税 納めて安心 わが家の健康

対象

平成21年3月31日以降に雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』に該当する左記の理由で離職した町の国民健康保険に加入される(された)人、または離職時点ですでに町の国民健康保険に加入している人。

- 雇用保険の『特定受給資格者』および『特定理由離職者』
左記の離職理由番号が、『雇用保険受給資格者証』(第一面)の『離職理由』欄に記載されている場合、軽減の対象となります。
- 11・解雇(12・50以外) ※50は『被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇』
- 12・天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
- 21・特定雇止めによる離職(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
- 22・特定雇止めによる離職(雇用期間3年未満更新明示あり)
- 23・特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3

年未満更新明示なし)による正当な理由のある自己都合退職

- 31・事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
- 32・事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
- 33・正当な理由のある自己都合退職(31・32・34以外)
- 34・特定の正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6か月以上12か月未満)

※左記の受給資格者証では軽減対象になりませんのでご注意ください

- ① 特例受給資格者証 季節的に雇用されるまたは短期の雇用にくくことを常態とする短期雇用特例被保険者の人へ交付されます
- ② 高年齢受給資格者証 65歳到達日以後に離職された人へ交付されます

軽減期間

『離職日の翌日の属する月』から『その月の属する年度の翌年度末』までの期間です。ただし、平成21年度の保険料は対象となりません。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります

軽減額

国民健康保険税は前年の所得などにより算定されますが、軽減対象者の前年の給与所得を『30/100』とみなして算定を行います。

申請方法

世帯主(納税義務者)が、役場国保年金課窓口で申請してください。
▼申請に必要なもの…雇用保険受給資格者証、印鑑

低所得世帯に係る国保税(均等割・平等割)の軽減

国民健康保険税は、加入者の前年中の所得等から計算されますが、世帯主(納税義務者)を含む加入者全員の世帯総所得金額(※1)が一定の基準以下の場合、保険税を軽減する制度があります。

この軽減制度の適用を受けるには、世帯全員の申告が必要です。

条件を満たす世帯は、自動的に軽減された額で課税計算されますので、軽減の申請は必要ありません。

▼所得金額に基づく軽減割合

軽減割合	基準となる所得金額が次の場合
7割	33万円を超えない世帯
5割	『33万円+(24.5万円×被保険者および特定同一世帯所属者数)』を超えない世帯
2割	『33万円+(45万円×被保険者および特定同一世帯所属者数)』を超えない世帯

※1 擬制世帯主(※2)を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者(※3)の所得の合計金額

※2 国保の被保険者の属する世帯で、その世帯主が国保に加入していない場合でも、国保税の納税義務者は世帯主となります。このような世帯を擬制世帯主という

※3 国保から後期高齢者医療制度へ移行された人で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する人という。ただし、世帯主に変更があった場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります

手続きをお忘れなく！

児童手当制度

6月は現況届の提出時期です



児童福祉課 ☎888-1111 (168・177)

■児童手当制度の目的

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、児童を養育する者に対し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給されるものです。

■対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人で町内に住民登録がある人

■新たに児童手当の支給を受けるための手続き

出生や転入などで新たな受給資格が発生した場合は、事由の発生した翌日から数えて15日以内に児童を養育している人が、住所地の市町村長へ認定請求書の提出などの手続きをしてください。遅れた場合は、さかのぼって支給できません。なお、公務員の人は勤務先での手続きとなりますので勤務先へご確認ください。

■支払月

原則として6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します

■支給額

児童の年齢	児童1人あたりの月額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

▼第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している子のうち、3番目以降の子を指します

▼中学校を修了した子は手当の支給対象とはなりません。養育している子とみなします

■所得制限

扶養親族数	所得制限額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円

▼児童手当には所得制限があり、受給者の所得が制限額以上の場合、手当の月額は児童の年齢に関係なく5,000円となります

▼所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。配偶者および同居の家族の所得は合算しません

■現況届の提出

児童手当を受給している人は、毎年6月に児童の養育状況などを確認するため、『児童手当現況届』を提出していただきます。5月分まで手当を受給していた人には、6月中旬に書類を送付しますので、同封の案内を確認のうえ、下記へ提出してください。『児童手当現況届』を提出しない場合は、受給資格があっても6月以降の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▼提出期限:6月30日(月)まで ※土・日を除く ▼提出先:役場1階児童福祉課

▼必要書類:▼児童手当現況届 ▼厚生年金等加入者の場合:健康保険被保険者証の写し(町国保加入者は健康保険被保険者証の写しは必要ありません) ▼平成26年1月2日以降に阿見町へ転入した場合:1月1日現在の住所地での平成26年度所得証明書 ▼児童と別居している場合:子どもの属する世帯全員が記載された住民票の写し(児童と同居している人は、住民票は必要ありません)

平成 25 年度の運用状況を報告します！

情報公開制度

個人情報保護制度

問い合わせ 総務課文書法制係 ☎888-1111 (214)



情報公開制度

この制度は、開かれた町政の推進と町民の皆さんの町政参加の促進を目的に、町が管理している文書の公開を求め、権利をすべての人に保障するものです。

▼請求ができる人：どなたでも請求できます

▼請求の方法：請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、請求書に必要な事項を記載していただきます。なお、窓口に来ることができないときは、郵送でも受け付けています。請求書は、町ホームページ（下記参照）から取得することができます

▼公開請求に対する決定：請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼公開方法：お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行います、その内容について担当者がご説明します

▼平成25年度の運用状況：11件の公開請求がありました（左表参照）

公開請求の決定状況	件数
公開	2
一部公開	6
非公開	1
不存	0
情報提供	2
合計	11

▼公開請求の内容：実施機関別の請求内容は、左表のとおりです

実施機関	件数	主な内容
町長	1	町区域の変更・設定関係書類
	3	盛土事業関係書類、苦情処理関係書類
町議会	1	委員会視察研修経費関係書類
町教育委員会	3	予科練平和記念館契約関係書類、小中学校心電図検査の結果
選挙管理委員会	1	参議院議員選挙投票開票関係書類

▼請求書のダウンロード：
<http://www.town.ami.ibaraki.jp/gyosei/application-down.htm>

個人情報保護制度

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、皆さんが、町が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合に訂正などを請求することができる仕組みです。

▼請求ができる人：自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでも行うことができます

▼請求の方法：請求内容に応じて、所定の請求書を情報公開コーナーに提出してください。その際、本人またはその法定代理人であること、の確認をします。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください

▼開示請求に対する決定：請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼開示方法：お知らせした日時に、情報公開コーナーで個人情報の閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がご説明します。その際も、請求者が本人または法定代理人であることを確認します。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください

公開請求の決定状況	件数	公開請求の決定状況	件数
公開	1	不存	0
一部公開	1	情報提供	0
非公開	0	合計	2

実施機関	件数	主な内容
消防長	2	建物火災関係書類

人または法定代理人であることを確認します。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください

▼訂正請求・利用停止の申出：請求者は、開示を受けた自分の個人情報に誤りがあるときは、町にその訂正を求めることができます。また、町の保有する自分の個人情報が条例に違反して収集されたり、利用されたり、保有されたりしていることが判明したときには、利用停止を申し出ることができます

▼平成25年度の運用状況：2件の開示請求がありました。請求内容は左表のとおりです。その他、訂正請求利用停止の申し出はありませんでした

総合健診・住民健診 (集団健診)

申し込みが始まります



病気の早期発見・早期治療、さらに生活の質を高めるためのライフスタイル改善のきっかけとして、定期的に健康診査を受けることが大切です。年に1回の健康診査を受けて、自分の健康状態を把握することで、健康的な生活習慣を身につけましょう。

健診を受けるには、事前の申し込みが必要です！

今年度医療機関健診や人間ドック・脳ドックを受ける人は、町の集団健診は申し込みできませんのでご注意ください。ただし、医療機関健診やドックで受けられない健診項目は申し込みできますので、お問い合わせください。

20～39歳の人

●対象年齢は平成27年3月31日までの到達年齢

受診できる健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査（脂質・肝機能・血糖・腎機能） ※貧血検査は含まれません。ただし、オプション検査として、健診当日に貧血検査・眼底検査・心電図検査を申し込みすることができます。別途、自己負担があります	1,000円

申込期間

6月6日(金) 必着

申込方法

下記の①②いずれかとなります。

① 郵送による申し込み（右の用紙に必要事項を記入し、はがきに貼付するかまたは封書にてお送りください）

▼氏名 ▼性別 ▼住所 ▼電話番号（必ず連絡がとれるところ） ▼生年月日 ▼年齢 ▼希望日時・会場（16ページの『A.総合健診』または『B.住民健診』からお選びください）

② 総合保健福祉会館『さわやかセンター』来館による申し込み

※電話やファクシミリによる申し込みはできません

※お申し込みされた人には、後日、受診券等をお送りします

申込先

〒300-0331 阿見町阿見 4671-1
健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）

※申し込みされた希望日時が希望者多数の場合、ご希望にそえないこともありますので、ご了承ください

※先着順ではありません

成人健康づくり健診申込書

※通知番号

※こちらには記入しないでください

氏名

性別

住所 阿見町

電話番号

生年月日

年齢

平成27年3月31日時点

希望日時	なし	・あり 月 日 時
希望会場	なし	・あり 『 』

▲切り取ってご使用ください（コピーでも可。）

郵送時にはがれてしまうことがありますので、はがきに貼る際には全体にのり付けをしてください。

40 歳以上の人

●対象年齢は平成 27 年 3 月 31 日までの到達年齢（後期高齢者健診は除く）

健康診断	対象年齢	検査内容	自己負担額
特定健診 (町国保)	40 ~ 74 歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査（脂質・肝機能・血糖・腎機能・貧血）・眼底検査・心電図検査	1,300 円
後期高齢者健診	75 歳の誕生日以降（65 歳以上の一部対象者）	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査（脂質・肝機能・血糖・腎機能） ※オプション検査として貧血検査・眼底検査・心電図検査のセット検査を希望される人は自己負担額 1,300 円で追加できます。健診当日にお申し込みください	無料

がん検診	対象年齢	検査内容等	自己負担額
胸部レントゲン検診	40 歳以上	胸部レントゲン検査	300 円
喀痰(かたん)検査	40 歳以上の該当者	喀痰細胞診（痰の検査） ※対象：胸部レントゲン検診を受ける人のうち、『喫煙年数×1 日の本数』が 600 以上の人 ※検診日に痰を取るための容器を配布します。後日、指定された日に容器を提出していただきます	800 円
胃がん検診	40 歳以上	胃レントゲン検査（バリウム検査）	1,100 円
大腸がん検診		免疫便潜血検査（検便 2 日分）	600 円
前立腺(せん)がん検診	50 歳以上	血液検査 ※対象：男性のみ	700 円
肝炎ウイルス検査	40 歳以上の該当者	血液検査（B 型肝炎・C 型肝炎のウイルス検査） ※対象：これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない人	800 円

■申込方法等（申込期間：6 月 6 日（金）必着）※電話やファクシミリによる申し込みはできません

健康診断・がん検診ともに事前の申し込みが必要です。5 月下旬に、40 歳以上の人を対象に、世帯ごとに案内通知をお送りしましたので、同封の申込用紙に必要事項を記入し、返信用封筒で返送していただくか、総合保健福祉会館（さわやかセンター）に来館のうえ、お申し込みください。お申し込みされた人には、後日、受診券等をお送りします。

検診無料クーポンのお知らせ

がん検診の受診率向上を推進するため、特定年齢の人へ、乳がん検診・子宮けいがん検診・大腸がん検診において、無料で受診できる『無料クーポン券』を 5 月下旬に送付しました。また、肝炎ウイルス検査についても、40 歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない特定年齢の人へ、個別勧奨通知を 5 月下旬に送付しました。無料で受診できるこの機会に、ぜひ検診を受診しましょう。

詳細については、送付された無料クーポン券およびお知らせなどをご確認ください。

自己負担額の免除について

次に該当する人は町が実施する健診は無料になりますので、健診時に手帳等の証明できるものをご提示ください。

- ▼身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が 1 級または 2 級の人
- ▼精神障害者保健福祉手帳で法律施行令第 6 条第 3 項に規定する障害等級 1 級の人
- ▼重度の知的障害とされた人（療育手帳で㉔または A の人）
- ▼生活保護受給者

健診日程の選び方

※ 20～39歳の方は、A. 総合健診、B. 住民健診の日程から選んでください。

※ 40歳以上の方は、総合健診は胃がん検診を受診する人のみとなります。胃がん検診を受けない人は住民健診になります。

※ 希望された日時が希望者多数の場合、ご希望に添えないこともあります。また、先着順ではありませんのでご了承ください

A. 総合健診

健診項目：特定健診、後期高齢者、成人健康づくり、胸部レントゲン、胃がん、大腸がん、前立腺がん、喀痰、肝炎ウイルス

期 日	会 場	受付時間（各日）
8月26日（火）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	①午前 7時～7時45分 ②午前 8時～8時45分 ③午前 9時～9時45分 ④午前 10時～10時45分
8月27日（水）		
8月28日（木）	かすみ公民館	
9月2日（火）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
9月3日（水）	本郷ふれあいセンター	
9月4日（木）		
10月19日（日）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
10月20日（月）		
10月21日（火）		
10月22日（水）		

B. 住民健診

健診項目：特定健診、後期高齢者、成人健康づくり、胸部レントゲン、大腸がん、前立腺がん、喀痰、肝炎ウイルス

期 日	会 場	受付時間（各日）
11月11日（火）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	①午前9時45分～11時 ②午後2時～3時
11月12日（水）	午前：舟島ふれあいセンター	
	午後：総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11月13日（木）	午前：君原公民館	
	午後：総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11月14日（金）	かすみ公民館	
11月25日（火）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11月26日（水）		
11月27日（木）	本郷ふれあいセンター	
11月28日（金）		
12月1日（月）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12月2日（火）		

『医療機関健診』

をご利用ください

早い時期に各種健診を受診したい、町の集団健診の日程では予定が合わないなど、ご自身の都合に合わせて健診をご希望の人は『医療機関健診』をご利用ください。健康管理のためには年1回の健診を受けて、経年的に健康状態をみていくことが大切です。なお、**集団健診とは自己負担額が異なります**ので、ご注意ください。

■ 受診できる健診項目

● 対象年齢は平成27年3月31日までの到達年齢

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査（脂質・肝機能・血糖・腎機能）	1,500円
胸部レントゲン健診	40歳以上	胸部レントゲン検査	500円
喀痰（かたん）検査	40歳以上の該当者	喀痰細胞診 ※対象：胸部レントゲン検査を受ける人のうち、『喫煙年数×1日の本数』が600以上の人	1,100円
胃がん健診	40歳以上	胃レントゲン検査（バリウム検査）	3,100円
大腸がん健診		免疫便潜血検査（検便）	300円
前立腺（せん）がん健診	50歳以上	血液検査 ※対象：男性のみ	1,100円
肝炎ウイルス検査（B型・C型）	40歳以上の該当者	血液検査 ※対象：これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない人	1,100円
腹部超音波健診	40歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の検査	2,400円
骨粗しょう症健診	25～65歳	超音波でかかとの骨密度を測定（男女ともに可）	900円

※ 特定健診・後期高齢者健診の医療機関健診については国保年金課へお問い合わせください

※ 乳がん健診・子宮けいがん健診も医療機関健診を実施しています。詳細は健康づくり課へお問い合わせください

※ 腹部超音波健診の集団健診については、『広報あみ 8月号通常版』の消化器健診の項目をご覧ください

■ 申込方法

健康づくり課（総合保健福祉会館内）の窓口にて受診券を発行しますので、直接来館してお申し込みください。電話での申し込みはできません。

※ 次に該当する人は申し込みできませんので、ご注意ください

▼ 今年度、すでに人間ドックや脳ドックを受診した人または受診予定の人

▼ 町の集団健診を受診予定の人

※ ドックや集団健診で受診しない項目は、お申し込みできます。下記までお問い合わせください

■ 申込先

〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 総合保健福祉会館『さわやかセンター』内 健康づくり課

■ 受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター（東京医科大学茨城医療センター敷地内）

■ 受付・健診期間

平成27年2月28日まで

■ 受診可能な期間

受診券発行日から3か月間 ※最終受診日は平成27年2月28日となります

町・県民税（住民税）の 公的年金からの 特別徴収（引き落とし）制度

65歳以上
の人



税務課町民税係 ☎888-1111 (151・152・156)

住 民税の公的年金からの特別徴収制度とは、65

歳以上の住民税の納税義務のある公的年金等にかかる所得を有する人を対象に、今まで納付書または口座振替で納付していた公的年金から引き落とす制度です。

この制度の導入による税負担の変化はありません。お支払い方法が変わるだけです。

対象となる人

公的年金の受給者で、▼65歳以上（4月1日現在）▼老齢基礎年金等の支払いを受けている▼公的年金にかかる住民税の納税義務がある――のすべてを満たす人。

対象とならない人

- ▼1月1日以降、転出・死亡等の理由で町に引き続き住所を有していない人
- ▼老齢基礎年金等の年額が18万円未満の人
- ▼介護保険料が年金から引き落とされていない人
- ▼住民税の特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超えない人

る人

※ご自身が対象になっているかどうかは、6月中旬ごろに町からお送りする税額決定・納税通知書でご確認ください。

なお、65歳未満で公的年金を受給している給与所得者については、原則として「公的年金等所得」と「給与所得」にかかる住民税を合算して、給与から引き落とす制度となっています。

徴収される税額

公的年金の所得分にかかる税額のみ引き落としします。公的年金以外の所得（給与・事業・不動産など）にかかる税額は年金から徴収せず、現行と同様に普通徴収（納付書または口座振替）または給与からの特別徴収（給与引き落とし）で納めていただくこととなります。

対象となる年金

老齢等年金給付（▼老齢基礎年金▼老齢厚生年金▼退職共済年金―など）。

※遺族年金や障害年金は特別

徴収の対象になりません

徴収方法および税額

年間の支給月（6回）を大きく2つに分けます。

① 上半期の年金支給月（4・6・8月）：前年度の下半期の税額を3分の1ずつ3回徴収します（**仮徴収**）

② 下半期の年金支給月（10・12・2月）：その年度の年税額から上半期に徴収した額を差し引いた残りの額を、3分の1ずつ3回徴収します（**本徴収**）

※税額は6月に確定するため、仮徴収の税額は前年度の最後（2月）の税額に応じて仮に定めて徴収されます

年金からの特別徴収が開始される最初の年度の徴収方法

期別	上半期		下半期		
	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (年金からの引き落とし)		
徴収方法	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{6}$	年税額の $\frac{1}{6}$	年税額の $\frac{1}{6}$

次年度以降

期別	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
	特別徴収 (年金からの引き落とし)					
徴収方法	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度 2月と同額	前年度 2月と同額	前年度 2月と同額	年税額から 仮徴収額を 差し引いた 額の $\frac{1}{3}$	年税額から 仮徴収額を 差し引いた 額の $\frac{1}{3}$	年税額から 仮徴収額を 差し引いた 額の $\frac{1}{3}$

公的年金等を受給されている人の 町・県民税（住民税）申告

確定申告が不要でも住民税の申告が必要となる場合があります

税務課町民税係 ☎888-1111 (151・152・156)

必要です

確定申告が必要な人

所得税および復興特別所得の確定申告書を提出した人は、住民税の申告書を提出したものとみなされますから、住民税の申告書の提出は必要ありません。

しかし、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要の場合であっても、次に当てはまるときには、住民税の申告書の提出が必要となります。

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

① 公的年金等にかかる雑所得のみがある人で、『公的年金等の源泉徴収票』に記載されている控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除など）以外の各種控除の適用を受けるとき

しかし、2か所以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している人や年金以外に給与所得がある人などは、多くの場合、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要です。

※住民税申告書を提出しないと、源泉徴収票に記載されていない社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費などの住民税の控除の適用を受けることができません

② 公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額があるとき

※上場株式等にかかる譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が必要条件となつている場合がありますので、ご注意ください

確定申告ができる人

※公的年金等にかかる雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が

確定申告が必要でない場合でも、源泉徴収された所得税および復興特別所得税が納め過ぎとなっている人は、確定申告をすることにより差額の還付を受けることができます（還付申告）。

平成26年度の住民税から適用される主な改正事項

住民税均等割の税率改正（平成26年度から平成35年度までの10年間の臨時的措置）

『東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律』の施行による、平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税・県民税の均等割の標準税率に1,000円（町民税500円+県民税500円）が加算されます。

		平成25年度まで	平成26年度から 平成29年度まで	平成30年度から 平成35年度まで
町民税の均等割額	標準税率	3,000円	3,000円	3,000円
	復興増税	—	500円	500円
県民税の均等割額	標準税率	1,000円	1,000円	1,000円
	復興増税	—	500円	500円
	森林湖沼環境税※	1,000円	1,000円	—
均等割額の合計額		5,000円	6,000円	5,000円

※平成20年度から森林湖沼環境税が導入され、県民税の均等割が平成29年度まで1,000円増となりました

住み慣れたまちで安心して暮らすために

お年寄りの 毎日を支えます



町で利用できる 65 歳以上の高齢者の関連サービスを紹介します

社会福祉課

● シルバーカー補助事業

歩行に支障がある高齢者で、同一世帯の生計中心者の前年の所得税額が14万円以下の人に、シルバーカー購入費用を補助します。

▼補助限度額 Ⅱ 50000円

● ひとり暮らし高齢者愛の定期便事業

ひとり暮らしの高齢者で安否確認の必要性のある人に、乳製品の手渡し配達により安否の確認を行います。

● 福祉電話貸与事業

電話の設置が困難なひとり暮らしの高齢者に電話を無償貸与し、利用料金の一部を助成します。

● 家族介護用品支給事業

介護保険で要介護3以上(常時・尿失禁にある要介護1および2の住民税非課税世帯の人を含む)と認定された在宅の高齢者などに、紙おむつ・尿取りパッドを希望により支給します。

▼個人負担があります

● 緊急通報システム整備事業

病弱などの理由により緊急時に機敏に行動することが困難なひとり暮らしの高齢者の住居に、緊急通信装置・火災センサー等を設置し、急病・災害などの緊急時に迅速・適切な対応を図り、不安の解消と生活の安全を確保します。なお、電話回線がNTTでないで使用できません。

▼個人負担があります

● 日常生活用具給付事業

寝たきりやひとり暮らしの高齢者に、電磁調理器・火災警報器を給付します。

▼個人負担があります

● 生活管理指導員派遣事業

介護保険で自立と認定された高齢者などで日常生活を営むのに支障のある人に対して、日常生活の支援・援助のため、生活管理指導員を派遣します。

▼個人負担があります

● 在宅介護慰労金支給事業

基準日(12月31日)以前に1年間継続して介護保険で要介護3以上と認定された

65歳以上の高齢者を、同期間内で所定期間介護保険サービスを利用せず、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

● 徘徊^{はいかい}高齢者家族支援サービス事業

徘徊のみられる高齢者を介護している家族に、無線発信機を貸与し、徘徊・そのほかの緊急時に迅速・適切な対応をします。

▼費用負担 Ⅱ 利用料・情報料・現場急行料は町が負担します

● 外出支援サービス事業

高齢者などで一般の公共交通機関の利用が困難な人を対象に、特定の医療機関などへの通院・通所に必要な費用の一部を助成します(福祉タクシー利用券・自動車税などの減免を受けている人は対象外となります)。

● 生活管理指導短期宿泊事業

▼介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齢者などで、日常生活に支障のある人 ▼介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受

けられなくなり緊急に入所が必要な人―を対象に、短期宿泊(原則7日以内)による指導・支援を行います。

▼同一世帯の住民税課税状況・要介護状態などにより個人負担額が異なります

● 高齢者住宅リフォーム助成事業

介護保険で要支援・要介護と認定され、前年の所得税が非課税の世帯に属する寝たきりの高齢者などが、日常生活で直接利用する住宅の改造経費の一部を助成します。

● 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者(本人に配偶者、2親等以内の親族がいない人)など、判断力の十分でない人が各種手続きや契約を行うときに不利にならないようにするため、成年後見制度を利用する際の申立費用などを助成します。

▼助成額 Ⅱ 所得などにより異なります

※知的・精神障害者は障害福祉課地域生活支援係(総

※次ページに続く

合保健康福祉会館内)で受け付けします

健康づくり課

つるかめ教室

運動普及推進員が介護予防のための簡単な体操・ストレッチ・レクリエーションを行います。

▼対象 10人以上の高齢者団体

▼実施回数 11月1回

▼実施場所 11地区公会堂など

健康相談

健康に関する個別の相談に、保健師・栄養士・理学療法士が応じます。

町社会福祉協議会

給食サービス事業

65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者などに、調理ボランティアによるお弁当(昼食)を配達・訪問ボランティアにより自宅へ届けます。

▼利用期日 11月毎月第2・4水曜日(祝日、7・8月の夏季を除く)

生活援助型食事サービス

配偶者以外の同居の家族がいない65歳以上の高齢虚弱または心身の障害により自ら調理することが困難な人が、申請により認定された場合、夕食を配達し自立生活を支援します。

▼利用期日 11月毎週月曜日(金曜日(祝日・年末年始を除く))

▼利用料(個人負担分) 1食あたり(普通食410円・特別食570円)

心配ごと相談

生計・家族・財産などに関する悩みごとの相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。

※詳細は32ページ(定例相談)参照

ふれあい電話

申請された65歳以上のひとり暮らしに宅に電話をかけ、安否確認・情報提供などを行うほか、日常のお話し相手をするふれあい型の電話サービスです。

▼実施期日 11月火・木曜日午後1時30分～4時(祝日・年末年始を除く)

在宅福祉(有償)サービス

おおむね65歳以上の日常生活に支障のある世帯に、有料の在宅福祉サービスを提供します。

▼登録会員方式 11月利用会員協力会員

▼サービス内容 11食事の支度・洗濯・掃除・買い物、通院など外出時の付き添い、軽易な身の回りの世話など

▼利用日時 11月午前7時～午後7時(年末年始を除く)

▼利用料 11月1時間600円

ミニデイサービス(生きがい活動支援通所事業)

介護保険認定に該当しない65歳以上の高齢者に、趣味活動や簡単な体操、日常動作訓練などのサービスを提供します。

▼サービス 11月1人あたり週1回

▼利用料 11月1日281円

高齢者に関する総合相談

介護や福祉・高齢者虐待等の高齢者に対する福祉の総合的な相談・支援を行います。また、介護予防ケアプランの作成や二次予防など

に対する地域支援事業のケアマネジメントを行います。

車いす貸出事業

町内在住の人に、一時的(1か月を限度)に車いすを貸し出します。

低床カー貸出事業

車いすごと乗れる軽車両を2日間限度で貸し出します。

▼負担 11月1kmあたり10円のカンリン代がかかります

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人など、判断能力が不十分で、かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービスなどを行います。

▼利用料 11月福祉サービスの利用手続きの援助・日常生活の金銭管理サービス(生活支援員派遣による援助) 11時間あたり900円 ※平成26年10月から1時間

あたり1100円▼書類等預かりサービス(保管料) 11月1か月あたり500円 ※生活保護受給者は免除になります

地域ケアシステム

介護を必要とする在宅の高齢者・障害者などに対しケアチームを結成して地域で見守り、要介護者を地域で互いに支え合うコミュニケーションづくりを推進します。

家族介護支援事業

在宅で介護している人や近くで支援している人、および介護に興味をお持ちの人などを対象に、介護する人同士の交流や情報交換の機会を提供し、介護・福祉に役立つ知識や技術の教室を開催します。

各サービスの問い合わせ

▼社会福祉課 高齢福祉係 ☎888-1111(162) ▼健康づくり課(総合健康福祉会館内) ☎888-2940 ▼町社会福祉協議会 ☎887-0084 ▼地域ケアセンター ☎887-9234 ▼地域包括支援センター ☎887-8124

町民による町民のための地域国際交流の充実を目指して

町国際交流協会

十六年目の歩み

町国際交流協会は、設立後16年目を迎え、姉妹都市・友好都市交流および町内地域交流それぞれに町民の皆さまのご協力を得て、有意義な交流が推進されました。

米国スーペリア市との姉妹都市交流では、8月下旬に天田町長を団長とする親善訪問団(7人)と一緒に中学生国際交流親善大使(学生12人、引率2人)がスーペリア市に派遣されました。親善訪問団は、ハーゲン市長はじめ市議会議員への表敬、完成した友情庭園の視察、そして、今後の経済交流を見据えた企業視察や商工会議所との会談、ならびにスーペリア市民とのいろいろな形での交流を深めることが出来ました。一方、中学生親善大使は、一般家庭にホームステイしながら米国での生活を体験すると共に、前年に阿見町に來られた学生同士の友情を深める機会となりました。

また、中国柳州市との友好交流では、8月上旬に柳州市武術協会趙春秋太極拳師範を団長に9人の文化友好訪問団が來町し、中国伝統文化の茶艺、太極拳、古箏の実演と町民との体験交流を行いました。さらに、11月中旬には、第1回の農業実習生

で書道家でもある閉宗祺氏を迎えて、中国書法の実演・展示・交流会を行うと共に、当時の実習生をお世話した農家の皆さまとの10年来の交流を深めました。

地域在住の外国人との交流は、慣例のまい・あみ・まつりへの参加、日本文化体験ツアー(笠間工芸での陶芸絵付け体験、笠間稲荷神社の見学)ながらの料理交流会、世界の文化を知らう(ネパール編)、ウオーキング(町主催)、年間を通じた外国人のための日本語教室に加えて、初めての試みでしたが、阿見国際交流音楽祭を開催しました。大勢の町民の皆さまとアフリカの子守唄、インドネシア舞踊、マンドリンとトロンボーンの演奏、オペラの歌声などを楽しみました。また、国際農園グループが、農作物の販売を行い、収益金を善意銀行に10年以上にわたって寄付してきたことに対して、町社会福祉協議会から感謝状を頂きました。町国際交流協会は、安心して平和に暮らせる地域社会を目指して、国際交流活動の展開を進めてまいります。町民の皆さまのご支援と積極的な参加を引き続きよろしく願います。

中国柳州市文化友好訪問団來町(8月2日～6日)

●訪問団員9名



●中国茶艺 梁教師による実演



●まい・あみ・まつり 2013 に参加



●農家の諏訪原さん宅を訪問



●趙師範が基本動作を伝授



●町民との交流パーティー



町親善訪問団・中学生国際交流親善大使 米国スーペリア市訪問(8月19日～26日)

●スーペリア市の市長に絵画を贈呈



●スーペリア市内の友情庭園にて



●英語絵本の読み聞かせ



平成 25 年度の活動

- 4.4 から ▶外国人のための日本語教室前期開講 (木曜・日曜クラス)
- 4.9 ▶理事会
- 4.20 ▶総会
- 4.21 から ▶中国語通訳研修会 (4 回)
- 5.17 から ▶英語通訳研修会 (4 回)
- 6.21 ▶協会広報紙「NOW」46 号発行
- 8.2 ~ 6 ▶中国柳州市文化友好訪問団受け入れ (9 人)
- 8.7 ~ 10 ▶柳州市書道家閉宗祺氏の作品展示会
- 8.19 ~ 26 ▶町姉妹都市親善訪問団 (7 人)・中学生国際交流親善大使 (学生 12 人、引率 2 人) を米国スーパーア市に派遣
- 10.1 ▶外国人のための日本語教室後期開講 (火曜、木曜・日曜クラス)
- 10.6 から ▶日本語教師勉強会 (17 人)
- 10.13 から ▶初級日本語ボランティア養成講座 (計 12 回)
- 10.20 ▶日本文化体験ツアー (笠間、33 人)
- 10.22 ▶理事会
- 11.12 ~ 20 ▶柳州市書道家閉宗祺氏を迎えて書道交流
- 11.17 ▶阿見国際交流音楽祭 (260 人)
- 11.29 ▶協会広報紙「NOW」47 号発行
- 12.2 ▶外国文化に触れよう (チェコ料理交流会 33 人)
- H26.2.9 ▶世界の文化を知ろう (ネパール編、パンディ・ヘンプロバ氏 / 21 人)
- 2.22 ▶ハッピータイム(ウォーキング / 40 人)
- 3.26 ▶協会広報紙「NOW」48 号発行

● 会員募集 ●

- 対 象** 国際交流活動や国際協力に興味・関心がある人なら、どなたでも入会できます。国籍・住所・年齢・性別は問いません
※外国語を話せる必要もありません
- 会 費** ▼個人・学生会員：一〇 1,000 円 (中学生以下 500 円) ▼賛助会員：一〇 10,000 円
- 申込方法** 協会に備え付けの申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込む。申込書は協会ホームページからもダウンロード可

町内地域交流

- まい・あみ・まつり 2013 (浴衣で盆踊り)



- まい・あみ・まつり 2013 (浴衣で盆踊り)



- 日本文化体験ツアー (陶芸絵付け体験)



- 日本文化体験ツアー (笠間稲荷神社前)



- 外国文化に触れよう (チェコ料理と天ぷらで交流)



- 中国書法の実演と交流会 (柳州市書道家 閉宗祺氏)



- 世界の文化を知ろう (ネパール編)



- ウォーキング (君原公民館周辺)



阿見国際交流音楽祭

アフリカの子守唄、インドネシア舞踊、マンドリンとトロンボーン演奏、オペラの歌声、そして最後に全員で『花は咲く』を合唱しました。



うるおいある街並みに！

生垣設置の助成制度



都市計画課計画係 ☎888-1111 (244)

生垣設置の助成

生垣設置の助成

町では、町景観条例第9条に基づき、潤いある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

生垣は、街並みに潤いを与えるとともに、風通しを良くし、居住性を高めます。また、ブロック塀を生垣にすることで倒壊を防ぎ、地震被害を予防することもできます。

補助の対象区域

▼町全域

補助を受けられる人

▼土地の所有者または生垣の設置に権限を有する人

補助対象となる生垣

▼新たに生垣を設置する場合
▼既存のブロック塀等を撤去して生垣にする場合

補助を受けられない生垣

▼国または地方公共団体の所有または管理に属する土地に設置されるもの
▼建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる敷地に設置されるもの

補助額の基準

補助対象となる生垣設置に要する経費(*)の限度額	新たに生垣を設置する場合	1m当たり 10,000円
	ブロック塀等の撤去を伴う場合	1m当たり 15,000円
補助率	生垣設置に要する経費の2分の1 (ブロック塀等の撤去を伴う場合はその経費も含む)	
補助限度額	175,000円 (角地の2辺に設置する場合は350,000円)	

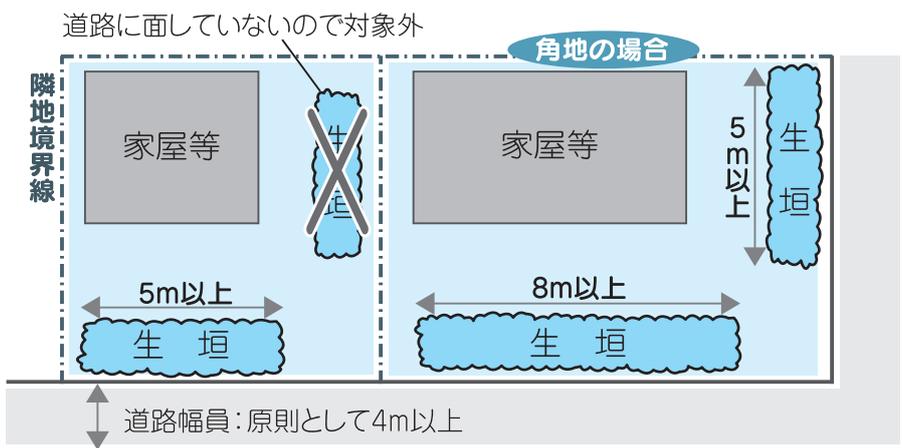
*生垣設置に要する経費とは、植手間・樹木・垣・支柱等を言います

▼条例による補助金の交付を受けて生垣を設置した敷地または緑化した敷地に、再び設置されるもの
▼不動産の販売を目的として設置されるもの
▼ほかの法令等の規定により、補助または補償を受けたもの

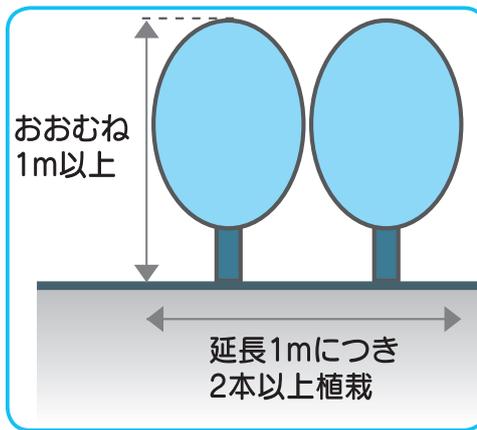
補助の条件

生垣の長さなど

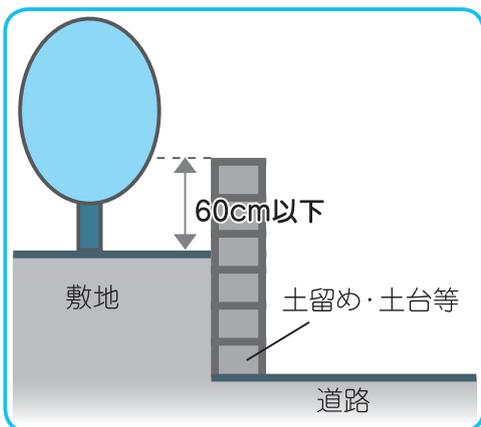
▼道路に面して設置されるもので、総延長5m以上であるもの
※角地の2辺に設置されるものは、長辺の生垣の延長が8m以上かつ短辺の延長が5m以上必要



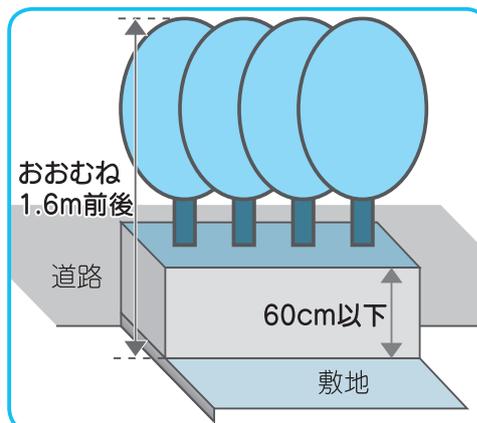
▼生垣設置の例



▼生垣の高さなど
樹木の高さがおおむね1m以上のもの（成長したときの高さではなく、植えたときの高さ）
延長1mにつき、2本以上植栽されるもの



▼ブロック塀等の内側に樹木を設置する場合は、当該ブロック塀等の高さが敷地面から60cm以下であるもの



▼コンクリートブロック等を使用して基礎（植樹ますなど）の上に設置される場合は、基礎の高さが敷地面から60cm以下のもの

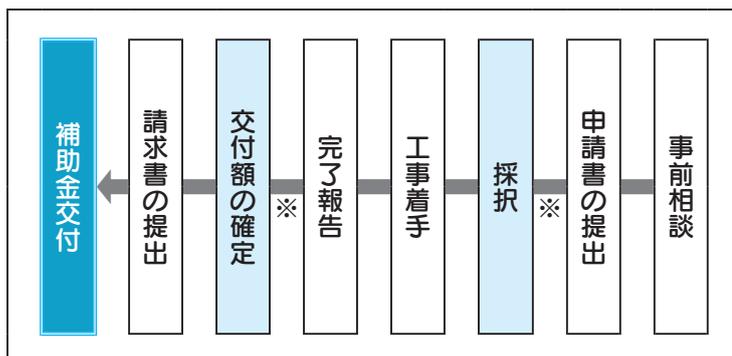
※設置から5年間は保全に努め、生垣として活用していただきます



申請方法
生垣を設置する前に、都市計画課に事前相談のうえ、生垣設置奨励補助金の交付申請をしてください（ブロック塀等の撤去を伴う場合は、ブロック塀等を取り壊す前に申請が必要となります）。
設置後の申請は補助を受けることができません。

申請手続き

- 当制度の詳しい手引きを都市計画課窓口にご用意しています
- 町ホームページにも掲載しています
▼ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/toshiseibi-bu/toshikeikakuka/toshikeikakuka.htm>
- まずはお気軽にご相談ください
都市計画課 ☎888-1111 (244)



※採択前と完了報告後には、担当者が生垣設置場所まで現地調査にうかがいます

阿見町の地域貢献・ 社会貢献活動団体

町民活動推進課 ☎888-1111 (272) / 町民活動センター ☎888-2051

町民活動センターでは、町内で社会貢献・地域貢献の活動をしている団体情報を募集していますので、お気軽にご相談ください。

「神田池を保全する会」

当会は、「町で最も豊かな自然を残す神田池の保全を図り、合わせて町の自然環境の保全に寄与する」ことを目的としています。

活動方針は、①神田池の水量と水質の確保および動植物を保護する活動②神田池の周辺環境を整備する為の活動③地域・行政とともに町の環境保全に関する学習・研究および啓発活動④その他神田池の保全に関することです。平成12年の設立以来、子供たちの「心を育む」ためにも「生きる力」を育てるためにも、諸団体と連携してこの地を自然観察の場、自然体験の場として活用しています。平成21年には、『農業の礎』『歴史・文化・伝統』『景観』『生物の多様性』『地域の関わり』が、農林水産省に評価され、『日本のため池100選』に選出されました。かつての神田池は、シジミ・カワニナなどの貝類が生息し、夏にはヘイケボタルが飛び交い、タイコウチ・ミズカマキリ・カワエビ・サワガニ・カメ・コシアキトンボ・オニヤンマ・チョウトンボが見られる町の自然の宝庫でした。近年、堤防下の水田でのラジコンヘリによる農薬散布の影響もあり、多様な生物が激減しています。



▲神田池の様子

この危機的状況から神田池を守るため、会として水田を借用し農薬を使わないコメを栽培しようと対策を立てています。さらに阿見町建設業協会ボランティアのご支援により、神田池周辺の遊歩道一周コースを整備中です。このような活動に興味をお持ちの皆さまのご入会を心からお待ちしております。

活動日時 4～11月の第2土曜日 午後2時～5時
問合せ 「神田池を保全する会」会長 荻島 ☎842-1869

活動場所 神田池(阿見町飯倉神田)

活動報告コーナー

●NPO法人「AMI & YOU」ふれあいフェアに参加

NPO法人「AMI & YOU」は、活動目標の「さんま(時間・空間・仲間)作りを子供たちに」を合言葉に活動を進めてきました。

昨年度は、子どもたちと折り紙で、こま・雛人形・小物入れを作り、割り箸鉄砲・竹馬・こま回しで遊び、君原小地区ふれあいフェアでは、ゲームの後に流しそうめんを実施しました。現在は、公民館・ふれあいセンターを中心に活動中ですが、これからも小学校等から各イベントに気軽に声をかけていただけるように、さらに努力をしていきたいと思ひます。



▲君原小学校区三世代交流の様子

ボランティア仲間を募集しています！

子どもたちと一緒に楽しい時間を過ごしたいと思っているシニアの皆さん、ぜひ私たちと一緒に楽しみませんか。お気軽にお電話ください。お待ちしております。

問合せ NPO法人「AMI & YOU」理事長 下仲 ☎887-5228

6月は環境月間 6月5日は環境の日

ごみの減量化・リサイクルへの取り組み

環境政策課 ☎888-1111 (116)

資源物の回収にご協力をお願いします

◎資源ごみの回収

町では、新聞紙・雑誌等、またステーション方式により、かん・びん・ペットボトルの資源ごみを回収しています。平成25年度は、ステーション方式により、約569トンの資源物が回収されました。ご協力ありがとうございました。



▲ステーション方式コンテナ

◎子ども会のリサイクル活動

子ども会が行っているリサイクル活動は、子どもたちが環境について理解を深めるといふ学習の機会となるため、町ではその活動に対して助成を行っています。平成25年度に助成対象となった資源物の回収量は、約172トンでした。



▲子ども会のリサイクル活動

平成25年度子ども会による資源物の回収実績(キログラム)						
新聞紙・雑誌	牛乳パック	段ボール	かん	布	びん	合計
139,850	225	25,410	3,823	2,910	436	172,654

▼助成内容：▼回収した資源物に対して1キログラムあたり5円を乗じた額を助成金として交付(10円未満切捨て) ▼年度内に3回の活動分まで

ご存じですか？生ごみもリサイクルが可能です

◎生ごみ処理容器『コンポスト』によるリサイクル

生ごみ処理容器『コンポスト』を使えば、夏場は1か月程度、冬場は半年程度で、家庭の生ごみを堆肥にリサイクルすることができます。コンポストの中で、生ごみは土の中の微生物により、養分をたっぷり含んだ堆肥として生まれ変わります。

町では、生ごみのリサイクル推進のため、コンポストの新規購入者や買い替え者に対して補助金の交付を行っています。詳しくは環境政策課までお問い合わせください。



▲コンポスト

◆霞クリーンセンターからのお願い◆

生ごみを燃えるごみとして出すときは、水分をよく切ってから出してください。 ▲コンポスト
水分をよく切ってから出していただくと、焼却施設の負担の軽減につながります。
焼却施設の維持管理費の軽減や長寿命化のため、水切りの徹底についてご協力をお願いします。

空き地の雑草は定期的に刈り取りましょう

空き地の所有者または占有者は、責任をもって日ごろから適正な管理をお願いします。雑草が生い茂ると景観が損なわれるだけでなく、害虫の発生・不法投棄・犯罪・火災などが起こりやすくなります。刈り取った雑草は霞クリーンセンターへ直接搬入するか、燃えるごみ専用袋に入れ所定のごみ集積所に出してください。

▼注意事項：▼一度に大量の刈り取った雑草をごみ集積所に出すと回収しきれない場合があります。量が多い場合は、霞クリーンセンターへ連絡のうえ、直接搬入をお願いします▼野外での焼却行為は禁止されています。刈り取った雑草などは燃やさないでください

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

■第4回企画展『～写真で見る阿見町と航空隊～』開催

予科練平和記念館には多くの写真資料が寄贈・寄託されています。それらの公開・未公開の写真を展示することで、当時の阿見町の姿や、予科練の教育部隊である土浦海軍航空隊や現在の茨城大学周辺に存在した霞ヶ浦海軍航空隊等について、その他の資料と組み合わせつつ、現在と比較しながらお伝えします。

- ▼期日:6月3日(火)～8月31日(日) ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は、翌火曜日が休館日となります
- ▼時間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
- ▼場所:予科練平和記念館20世紀ホール
- ▼観覧料:常設展観覧チケットでご覧いただけます



▲霞ヶ浦海軍航空隊 第一士官宿舎

■無料開館日(阿見大空襲の日)

今年度から制定された無料開館日です。昭和20年6月10日に阿見町は大規模な空襲を受けており、現在も土浦市法泉寺にて慰霊祭が行われています。

- ▼期日:6月10日(火)

■『音楽鑑賞会』開催

『若鷺の歌』など予科練ゆかりの楽曲や昭和の名曲を、ピアノなどの演奏とSPレコード(卓上蓄音機使用)で合わせてご鑑賞いただきます。長い夕べのひとつときを、豊かな音色に包まれてお過ごしください。

- ▼日時:6月14日(土) 閉館後午後5時から
- ▼場所:予科練平和記念館情報ラウンジ
- ▼参加料:無料(申込不要)
- ▼その他:詳細は、予科練平和記念館ホームページ・チラシ等でお知らせします



▲昭和7年製の卓上蓄音器

■『企画展講演会』開催

第4回企画展『～写真で見る阿見町と航空隊～』に関連した講演会を開催します。詳細は、予科練平和記念館ホームページ・チラシ等でお知らせします。

- ▼日時:6月28日(土)
- ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼参加料:無料 ※ただし、予科練平和記念館の観覧料が必要となります

◎学芸員のつぶやき

4月から5月にかけて東北を旅すると、茨城では「また来年」と別れを告げたはずの桜に次々と出会うことがあります。福島で再び別れを告げると、宮城で、そして青森で再会を果たすことになり、春爛漫をこれ以上ないくらい満喫する幸運に感謝したくなります。また帰路では、芽吹き始めた若葉と出会い続け、落ち着いた色合いの季節を迎えた我が家にたどり着くという、わずかの間に何度も人生を体験できたかのような感慨に浸ることしばしばです。心穏やかに、心豊かに時を過ごす喜びを、決して絶やさないようにしたいものです。

- ▼予科練平和記念館ホームページ:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

お知らせ

Information

■まい・あみ・まつり ■ステージ式典部会から出演者募集

①まい・あみ・アンバサダーオーディション

▼内容 まい・あみ・まつりのPRや町の観光事業などに協力してくれる明るく元気なアンバサダー(大使)3人を選びます。ステージ上で自己PRなどをしていただきます

▼対象 町内在住または在勤・在学で18歳以上の人(男女および既婚・未婚は不問)

▼賞品 大使3人に商品、参加者全員に参加賞

▼募集人数 20人程度

②ジュニアフェス

▼内容 中学生以下の子どもによるステージパフォーマンス

▼対象 町内在住または町内の保育所・幼稚園・小中学校に通学している子ども

▼賞品 参加者全員に参加賞

▼その他 申込多数の場合、抽選の場合あり

③アミューズフェス

▼内容 高校生以上によるステージパフォーマンス

▼対象 町内在住または在勤・在学で高校生以上の人

▼賞品 参加者全員に参加賞

▼その他 申込多数の場合、抽選の場合あり。ステージ運行上、ロックバンドなどは不可

▼申込方法 6月27日(金)までに、電話または直接左記に申し込む

●ステージ式典部会からポランティア募集

▼日時 8月1日(金)〜4日(月) ※時間は応相談、一部でも可

▼内容 ステージの準備・ステージ進行の手伝い

▼申込方法 7月18日(金)までに、電話または直接左記に申し込む

●パレード神輿部会から参加団体等募集

①子ども神輿 子ども会・育成会の神輿による練り歩き

②大人神輿 神輿・山車団体による練り歩き

③音楽パレード 鼓笛隊・金管バンドなどによる音楽パレード

④よやんこソーラン 総踊りあり

り。各団体によるよさこい踊り。阿見音頭・新阿見音頭

⑤盆踊り 阿見音頭・新阿見音頭

⑥司会者サポーター 司会者のサポートスタッフ1人

▼申込方法 ①〜⑤は6月13日(金)まで、⑥は6月27日(金)までに、電話または直接左記に申し込む

●「家族介護支援事業」参加者募集

▼期日 6月30日(月)

▼時間 午後1時30分〜4時30分

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』2階大会議室

▼内容 救急蘇生法・AED講習

▼講師 町消防署職員

▼対象 町内在住または在勤で、介護に関心のある人

▼募集人数 20人(定員で締切)

▼参加料 無料

▼申込期間 6月20日(金)まで ※土・日を除く

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

●問合せ 町社会福祉協議会 ☎88710084

●町社会福祉協議会から「地域ケア研修会」参加者募集

▼期日 6月14日(土)

▼時間 午前10時〜11時40分

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』2階大会議室

▼内容 講演『これからの在宅医療を考える〜安心して暮らせる地域をめざして〜』

▼講師 荒井康之氏(生きいき診療所・ゆうき院長)

▼申込期間 6月9日(月)まで ※土・日を除く

●霞ヶ浦高校吹奏楽部・チアダンス部合同発表会

高校生たちの力強い演奏とエネルギーあふれる演技で楽しいひとときを過ごしませんか。

▼期日 6月7日(土)

▼時間 午後1時30分から(開場:午後1時)

▼場所 土浦市民会館大ホール

▼内容 ▼第1部 吹奏楽部 ▼第2部 チアダンス部 ▼友情出演 霞南至健中学校

▼その他 入場無料。申込不要

▼問合せ 霞ヶ浦高校 ☎029-88710013

〈広告欄〉

住まいのことなら美都住建へ

当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟まごころを込めて建築してまいりました。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせた、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増築など、お気軽にご相談ください。

建業業知事免許(般-24)第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
 【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

リフォームのことなら増改築相談員がいる当店へ!!

傷んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない...費用はどれ位かかるんだろう...など住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスを行います。お気軽にご相談ください。

屋根材 **T-ルーフ**
 美しいデザイン・雨音が静か
 軽いから地震に強い
 丈夫で優れた耐久性
 リフォームにも最適

詳しくはお問合せ下さい。

茨城県知事免許(4)第5548号
(有)美都ツ和 阿見町中央 1-5-32
 TEL.029-891-2200

お知らせ

Information

慰霊巡拝の参加者募集

政府では、旧主要戦域や遺骨帰還のできない海上において戦没者を慰霊するため、慰霊巡拝を実施しています。

参加対象者は、戦没者の遺族（配偶者（再婚した人を除く）・父母・子・兄弟姉妹）で、県内在住の健康状態が良好な人です（年齢は原則80歳以下）。

また、応募人数が募集人数を下回った場合は、自費参加として、参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者および孫に加え、甥・姪も参加できます。日程等の詳細は左記までお問い合わせください。

- ▼実施地域 ▼インド ▼硫黄島 ▼マリアナ諸島 ▼トラック諸島 ▼フィリピン ▼マーシャル諸島—など
- ▼問合せ 社会福祉課 ☎8888-11111（163）

慰霊友好親善事業の参加者募集

一般財団法人日本遺族会では、政府から委託・補助を受け、標記

事業を実施しています。

先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れて慰霊追悼を行うとともに、その地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

日程等の詳細は左記までお問い合わせください。

- ▼参加料 9万円
- ▼実施地域 ▼フィリピン ▼ニューギニア ▼中国 ▼ボルネオ・マレー半島 ▼ミャンマー ▼ソロモン諸島 ▼マリアナ諸島 ▼トラック諸島 ▼パラオ諸島 ▼台湾・バシー海峡 ▼旧ソ連 ▼インド—など
- ▼問合せ (財)日本遺族会事業課 事業係 ☎03-32661-5521

「スクエアステップ教室」参加者募集

もうつまづかない！ 転倒予防のためのスクエアステップ教室の参加者を募集します。

運動初心者も楽しく体を動かして体力づくりや仲間づくりが

できます。

- ▼期日 6月18日・25日、7月2日・16日・23日・30日、8月6日の水曜日(全7回)
- ▼時間 午後1時30分～3時30分
- ▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』
- ▼対象 次の要件をすべて満たす人 ▼町内在住で65歳以上である ▼要介護認定を受けていない ▼医師から運動を制限されていない ▼普段、ほとんど運動らしい運動をしていない
- ▼募集人数 20人(申込多数の場合は抽選)
- ▼参加料 10000円
- ▼申込期間 6月6日(金)まで ※土・日を除く
- ▼申込方法 電話または直接左記に申し込む
- ▼問合せ 健康づくり課健康推進係(総合保健福祉会館内) ☎8888-2940

町内産農産物の放射能測定結果

町内産農産物について、『食品放射能測定システム』により放射性物質の測定を行っています。4月の測定結果(合計38検体)については、左記のとおりです。なお、()内数字は、測定検体数を表す。

- ▼不検出 アシタバ・コゴミ・タケノコ(9)・タケノコ(ボ

イル)・ハクサイ・フキ(2)・ユキノシタ・ヨモギ(2)・ワラビ・ワラビ(ボイル)

- ▼基準値内のもの コゴミ・タケノコ(14)・タケノコ(ボイルイタケ・タケノコ
- ※『不検出』とは、『検出限界値』未満であることを表し、おおむね25ベクレル毎キログラムになります
- ※『基準値』とは、穀類、肉、魚、野菜などの『一般食品』は100ベクレル毎キログラムです
- ▼食品放射能測定の申込方法 電話または直接左記に申し込む
- ▼測定料 無料
- ▼問合せ 農業振興課 ☎8888-11111(183)

町シルバー人材センター入会説明会開催

- ▼期日 6月17日(火)
- ▼時間 午前10時～正午
- ▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)
- ▼対象 町シルバー人材センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)
- ▼問合せ (公社)町シルバー人材センター ☎8888-2036

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売

高齢者向け住宅改修工事請負

株式会社 樹里 介護事業部

〒300-0333 阿見町若栗1766-3
TEL:887-3421 FAX:887-3422

介護保険指定事業者番号 0873800502

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。



想い伝える贈りもの

サライ館 阿見中央店

TEL:840-2438
「樹里」店内に併設

家具の店 **樹里**

TEL:887-3421
一般家庭用家具からオーダー家具まで

【第2回町民健康ウォーキング】参加者募集

総合型スポーツクラブ「阿見いきいきクラブ」において、ウォーキングの参加者を募集します。

- ▼期日 6月22日(日)
- ▼時間 午前8時役場出発
- ▼場所 埼玉県川越市(小江戸めぐり)約6.5キロメートル
- ▼募集人数 45人(抽選により決定します)
- ▼参加料 1000円 ※抽選日または当日受付で納める
- ▼抽選日時 6月15日(日)午後3時から
- ▼抽選会場 中央公民館3階集會室
- ▼その他 事前の申込不要。直接抽選会場にお越しください。抽選会開始後は受け付けません。代理出席可(1人につき2人分まで)
- ▼問合せ 阿見いきいきクラブ マネージャー 田沼 ☎090-351617839

【国際交流ウォーキング】参加者募集

ふれあい地区館主催のウォーキングに参加し、君原公民館周辺を歩きます。

- ▼期日 6月28日(土)
- ▼時間 午前9時～正午
- ▼場所 君原公民館集合
- ▼対象 町国際交流協会会員お

よび町内在住の人(小学生以上) 募集人数 30人(定員で締切)

- ▼参加料 無料
- ▼申込方法 6月24日(火)までに、電話またはメールで左記に申し込む
- ▼その他 雨天中止。履き慣れた靴・帽子を着用してきてください。また飲み物は各自持参。参加者全員に参加賞あり。
- ▼問合せ 町国際交流協会事務局 ☎888-1111(292) ※火～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 ▼Eメール: aie-ami@atas.plala.or.jp

【家計調査】への協力をお願いします!

家計調査は、統計法で定められた統計調査です。家計の収支を家計簿に記入してもらうことにより、国民生活の実態を家計の面から明らかにするものです。調査結果は、年金・医療制度の改定や賃金の算定、景気の動向など私たちの生活に関連する施策を検討する際の基礎資料として国や地方公共団体などで活用されます。秘密は厳守されます。

調査対象として指定された地区内の各世帯へ、知事から委嘱された統計調査員が世帯の名簿の作成や調査票の記入の依頼のために伺います。その際には、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答くださいますようお願いいたします。

き、ご回答くださいますようお願いいたします。

- ▼問合せ 県企画部統計課 ☎029-3012661

【知事と語ろう】明日の茨城】参加者募集

- ▼期日 6月18日(水)
- ▼時間 午後2時～4時
- ▼場所 つくば国際会議場
- ▼対象 20歳以上の人(4月1日現在)
- ▼申込方法 はがきまたはフアクシミリに会場名・住所・氏名・性別・職業・電話番号を明記して左記に申し込む
- ▼申込期間 5月28日(水)必着
- ▼問合せ 〒310-8555 水戸市笠原町978-6県知事公室広報広聴課 ☎029-30112140 FAX 029-30112169

【子どもの人権110番】強化週間

法務省と人権擁護委員連合会は、『いじめ』や児童虐待など子どもをめぐるさまざまな人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉『子どもの人権110番』強化週間を実施し、お子さまや保護者からの相談に応じます。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

▼期間 6月23日(月)～29日(日)

- ▼時間 午前8時30分～午後7時まで ※土・日は午前10時～午後5時まで
- ▼電話番号 0120-0007-110
- ▼問合せ 水戸地方法律局人権擁護課 ☎029-2227-9919

【女性の権利110番】臨時無料弁護士相談

女性に対する暴力や離婚に関する諸問題、職場における差別など、女性の権利一般に関する無料電話相談を実施します。お気軽にご相談ください。

- ▼期日 6月23日(月)
- ▼時間 午後1時～4時
- ▼電話番号 029-2221-5651
- ▼問合せ 茨城県弁護士会 ☎029-221-3501

陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場から「夜間飛行訓練」

ヘリコプター3・4機による標記訓練を行います。

- ▼日時 6月9日(月)～12日(木)日没から約3時間以内(各機2時間基準)
- ▼問合せ 陸上自衛隊航空学校 霞ヶ浦校総務課 ☎842-1211(3420)

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか?

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)



居酒屋 娛衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日
阿見町岡崎1-12-7

電話 887-1147
FAX 887-0970

『まちのニュース・町長日記』6月



『霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟』

5月13日には、さわやかセンターで霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟の総会を開催いたしました。

これまでの二年間、私が期成同盟の会長を務めさせていただいておりましたが、総会で役員改選があり、石岡市の今泉市長に会長を引き継ぎました。

昨年度も県の企画部・土木部などに陳情に行きましたが、県議会でも二橋のことが質問として取り上げられております。

霞ヶ浦二橋は、茨城県でも夢のあるプロジェクトであると思います。どうしたら、調査費をつけられるのか、今後一歩前に進めるための問題提起をしていきたいと思っております。

阿見町長 天田富司男



●定例相談●

人権相談／行政相談 日時:6月5日(木)・7月3日(木)

午前10時～午後3時／場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課 ☎888-1111(215)

子育て相談 電話・来所相談:月～金曜日午前9時～

午後4時／場所:中郷保育所内／訪問相談:随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時／

場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時／**弁護士**

相談:月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)／場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分～

午後5時15分／場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午後

1時～4時／場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午

後1時～4時45分／**弁護士相談**:水曜日午後1時～4時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●人口と世帯●

- 総人口 47,839人 (+ 43) ▽5月1日現在
- 男性 23,732人 (+ 26) ▽常住人口ベース
- 女性 24,107人 (+ 17) ▽()内は前月比
- 世帯数 18,700世帯 (+ 59) ▽情報政策課調べ

6月の納税等

町県民税(1期)
介護保険料(2期)
納期限 6月30日(月)

7月の納税等

固定資産税(2期)
国民健康保険税(1期)
後期高齢者医療保険料(1期)
納期限 7月31日(木)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出場状況 4月(前月比)

消防署調べ	急病	77件(424)
出場件数 133件(650)	交通事故	17件(67)
	一般負傷	24件(91)
※救急車の適正な利用を	その他	15件(68)
お願いします	合計	133件(650)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼**公共施設**:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼**その他の施設**:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店